



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1288	大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	1
1289	令和3年和歌山県告示第205号（令和3年度随時技能検定の実施）の一部改正	(労働政策課).....	2
1290	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	2
1291	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	2
1292	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	3
1293	"	( " ).....	3
1294	令和3年和歌山県告示第1258号（道路の供用開始）の廃止	(道路保全課).....	4
1295	道路の区域変更	( " ).....	4
1296	"	( " ).....	4
1297	道路の供用開始	( " ).....	4
1298	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5

### ○ 選挙管理委員会告示

79	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	5
80	政治団体の解散の届出	.....	6
81	政治団体の設立の届出	.....	6
82	衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	.....	6

## 告 示

### 和歌山県告示第1288号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ岩出西店  
和歌山県岩出市中黒641番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和3年和歌山県告示第828号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）  
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年12月24日から令和4年1月24日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第1289号

令和3年和歌山県告示第205号（令和3年度随時技能検定の実施）の一部を次のように改正し、令和3年12月24日から適用する。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「(2) 基礎級」を「(3) 基礎級」に改め、「(3) 基礎級」の前に次のように加える。

(2) 3級

プラスチック成形（射出成形作業）

### 和歌山県告示第1290号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字近井103の2、103の3、104の2、104の3、105の2、107の41から107の43まで、107の45、107の47から107の50まで
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

### 和歌山県告示第1291号

令和3年和歌山県告示第1136号（以下「告示第1136号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方  
花田剛治  
前島清也  
中井幸彦  
中元加代  
中上親志  
中林孝一  
中林勇雄  
畑上正彦  
谷口楠五郎  
三浦亀藏  
下裕徳太郎  
柿原傳兵衛  
久野楠三郎  
坂田定右エ門

山中勘兵衛  
山田與助  
上田惣右エ門  
前北楠市  
中林万藏  
田中儀兵衛  
平岩彦兵衛  
道上秀吉

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1136号のとおり

和歌山県告示第1292号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1293号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1294号**

令和3年和歌山県告示第1258号（道路の供用開始）は、廃止する。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第1295号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山打田線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市禰宜字瓜畑1565番2地 先から同市禰宜字瓜畑1350番1 地先まで	旧	8.78 } 10.00	288.84	

**和歌山県告示第1296号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市芳養松原二丁目1569番1 地先から同市芳養松原二丁目15 28番1地先まで	旧	14.35 } 14.90	40.00	
同上	新	14.35 } 17.40	40.00	

**和歌山県告示第1297号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市芳養松原二丁目1569番1地先から同市芳養松原二丁目1528番1地先まで

供用開始の期日 令和3年12月24日

## 和歌山県告示第1298号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3579	紀の川市古和田字上田楽584番1の一部、584番4、586番1の一部	和歌山市太田一丁目12番26-13号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示	令和 3.12.8	6.00	33.40

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
立憲民主党和歌山県第2区総支部	藤井幹雄	主たる事務所の所在地	和歌山市九番丁10 九番丁ビル5階	紀の川市尾崎225-3	令和 3.11.26

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
杉原勲後援会	杉原勲	主たる事務所の所在地	紀の川市東野108	紀の川市東野400	令和 3.10.28
私鉄紀州鉄道交通政策研究会	小山敏文	会計責任者	古川強	鳴海三男	令和 3.6.12
高田よしかずを励ます会	高田由一	会計責任者	正垣泰比古	原淑寛	令和 3.11.21
山本勉後援会	山本勉	代表者	山本勉	上野勇	令和 3.11.24
		会計責任者	山本勉	齋藤孝冨	令和 3.11.24

大坂かずひこ後援会	林和久	代表者	林和久	大坂昇	令和 3.11.21
私鉄龍神自動車交通政策研究会	關武司	代表者	關武司	阿部崇	令和 3.12.1
田中けんじ後援会	山下郁夫	主たる事務所の所在地	西牟婁郡上富田町朝来79 9-3	西牟婁郡上富田町朝来77 8-3	令和 3.12.3

## 和歌山県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
川崎五一後援会	松本幸三	令和 3.11.21

## 和歌山県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県橋本市第一支部	岩田弘彦	馬場基治	橋本市隅田町河瀬304	○	令和 3.11.18

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
木村よしとも後援会	木村芳友	木村芳友	紀の川市平野178	令和 3.11.12
いずみ行洋後援会	加藤真	加藤真	東牟婁郡那智勝浦町大字天満442-51	令和 3.11.15
熊野愛子後援会	熊野愛子	熊野愛子	海南市名高72-1-202	令和 3.12.6

## 和歌山県選挙管理委員会告示第82号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及

び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 23,726,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	門 博文	候補者届出政党	自由民主党	期間 11月10日から 11月25日まで	第2回分
出納責任者氏名	中井 毅				

<p>収入</p> <p>主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円</p> <p>その他の寄附 件 円</p> <p>その他の収入 1,010,000 円</p> <p>今回計 1,010,000 円</p> <p>前回計 6,100,000 円</p> <p>総 計 7,110,000 円</p>	<p>支出</p> <p>人件費 円</p> <p>家屋費 739,394 円</p> <p>選挙事務所費 739,394 円</p> <p>集会会場費 円</p> <p>通信費 25,264 円</p> <p>交通費 円</p> <p>印刷費 円</p> <p>広告費 円</p> <p>文具費 円</p> <p>食糧費 円</p> <p>休泊費 円</p> <p>雑 費 365,421 円</p> <p>今回計 1,130,079 円</p> <p>前回計 8,174,690 円</p> <p>総 計 9,304,769 円</p>
---	--

支 出	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
ビラの作成	476,000円
ポスターの作成	975,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	111,100円
政見放送のための録画等	-
計	2,204,660円

報告書受理年月日	令和3年12月2日	第2回報告分
----------	-----------	--------

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 22,750,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	石田 真敏	候補者届出政党	自由民主党	期間 11月13日から 11月19日まで	第2回分
出納責任者氏名	今西 敏之				

<p>収入</p> <p>主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円</p> <p>東上順好 無職 64,500 円</p>	<p>支出</p> <p>人件費 1,774,250 円</p> <p>家屋費 円</p> <p>選挙事務所費 円</p> <p>集会会場費 円</p>
--	--

通信費	円	その他の寄附	件	円
交通費	円	その他の収入		円
印刷費	円	今回計	64,500	円
広告費	円	前回計	7,000,000	円
文具費	円	総計	7,064,500	円
食糧費	円			
休泊費	円			
雑費	円			
今回計	1,774,250			
前回計	4,434,464			
総計	6,208,714			

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	248,500円
ビラの作成	441,000円
ポスターの作成	660,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	103,984円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	
政見放送のための録画等	
計	1,618,226円

報告書受理年月日	令和3年11月26日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	所 順子	候補者届出政党	日本維新の会	期間	10月9日から 11月27日まで	第2回分
出納責任者氏名	所 順子					

収入	支出	
主たる寄附	人件費	717,000 円
(氏名・団体名)	家屋費	413,000 円
(職業)	選挙事務所費	413,000 円
(寄附額)	集会会場費	円
円	通信費	円
	交通費	円
その他の寄附	印刷費	28,600 円
件	広告費	223,546 円
円	文具費	5,610 円
円	食糧費	27,008 円
今回計	休泊費	円
0 円	雑費	11,519 円
前回計	今回計	1,426,283 円
3,200,000 円	前回計	1,595,436 円
総計	総計	3,021,719 円
3,200,000 円		

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	
ビラの作成	462,000円
ポスターの作成	475,200円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	99,000円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	
政見放送のための録画等	
計	1,036,200円

報告書受理年月日	令和3年11月29日	第2回報告分
----------	------------	--------



候補者氏名	藤井 幹雄	候補者届出政党	立憲民主党	期間 11月9日から 11月17日まで	第2回分
出納責任者氏名	池田 清吾				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円			
			人件費		円
			家屋費	22,765	円
			選挙事務所費	22,765	円
			集会会場費		円
			通信費	47,762	円
			交通費		円
			印刷費		円
			広告費		円
			文具費		円
			食糧費		円
その他の寄附	件	円	宿泊費		円
その他の収入		円	雑費		円
今回計		円	今回計	70,527	円
前回計		5,070,000	前回計	3,804,971	円
総計		5,070,000	総計	3,875,498	円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	163,185円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	528,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
	政見放送のための録画等	
	計	1,724,520円

報告書受理年月日	令和3年11月19日	第2回報告分
----------	------------	--------